金町第一他 13 団地内 14 箇所における

飲料自動販売機設置事業者の募集要領

募集要領配布期間　　平成29年１月11日（水）～平成29年２月６日（月）
申 込 受 付 期 間　　平成29年２月13日（月）～平成29年２月14日（火）

平成 29 年1月

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

住宅経営部　管財チーム

〒163-1382
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
電話　03-5323-2042

街に、ルネッサンス

UR都市機構

— 目　次 —

		ページ
	募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）	Ｐ．１
	はじめに	Ｐ．２
１	賃貸敷地の概要	Ｐ．２
２	申込資格	Ｐ．２
３	質問事項の受付	Ｐ．３
４	申込方法等	Ｐ．３
５	申込資格の確認	Ｐ．６
６	入札期日（入札及び開札の日時、場所等）	Ｐ．６
７	入札方法等	Ｐ．６
８	入札の辞退	Ｐ．６
９	公正な入札の確保	Ｐ．７
１０	入札の取りやめ等	Ｐ．７
１１	入札の無効	Ｐ．７
１２	落札者の決定	Ｐ．７
１３	入札結果の公開	Ｐ．８
１４	契約の締結等	Ｐ．８
１５	賃貸料の支払方法等	Ｐ．10
１６	自動販売機設置敷地の引渡し等	Ｐ．10
１７	設置敷地に関する調査について	Ｐ．10
１８	その他	Ｐ．10
別紙	募集対象物件一覧	
別表	参考情報	

募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）

※ご注意
この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及び自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書を熟読してください。

公告開始日	平成29年1月11日（水）
募集要領等配布期間	平成29年1月11日（水）から2月 6日（月）まで
質問書提出期間	平成29年1月11日（水）から2月 6日（月）まで
申込書の受付期間	平成29年2月13日（月）から2月14日（火）まで

▼

資格確認結果通知
平成29年2月28日（火）
申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。

▼

入札・開札
平成29年3月7日（火）11時40分
入札結果は、入札参加者全員に文書で通知します。

▼

契約締結・自動販売機設置用地の引渡し
平成29年4月1日（土）

▼

賃貸料等の支払
土地賃貸料及び保証金を指定口座へ振り込んでいただきます。

はじめに

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅の敷地及び建物内において、居住者の利便に供するために清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営していただくための用地を賃貸します。

申込みされる方は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

１　賃貸用地の概要

別紙「募集対象物件一覧」（金町第一他 13 団地内 14 箇所）のとおり。

２　申込資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3)　個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。

(4)　申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から起算して２年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。

①　機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

⑤　機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　①から⑤に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5)　不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。

(6)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(7)　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から過去２年間に２回以上、飲料自動販売機の設置実績があること。

(8)　事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
(9)　機構に支払う賃貸料等の支払い見込みが確実であること。

3　質問事項の受付

(1)　この募集要領等に関する質問がある場合は、次に定めるところに従い書面により提出してください。

①　提出期間

平成 29 年１月 11 日（水）から平成 29 年２月６日（月）まで

質問書（様式２）を持参される際は、この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後５時まで(正午から午後１時までを除く。)受け付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に連絡の上、来社ください。

②　提出場所

〒163-1382
東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー16 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　住宅経営部管財チーム
電話：03-5323-2042

③　提出方法

質問書（様式２）を持参により提出するものとし、原則として、口頭、電話、郵送等によるものは受け付けません。

(2)　(1)の質問に対する回答は、原則として、平成 29 年２月９日（木）までに、書面により質問者に郵送するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供します。

①　期間

平成 29 年２月９日（木）から平成 29 年２月 14 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

②　場所

東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー16 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　住宅経営部掲示板

4　申込方法等

(1)　申込書の受付期間及び時間

平成 29 年２月 13 日（月）から平成 29 年２月 14 日（火）まで

注１）　申込書（様式１）を持参される際は、受付期間内の午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）受け付けますので、あらかじめ来社日時を(2)の受付場所に連絡の上、来社ください。

注２）　提出書類に不備があった場合、受け付けることができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構

に再提出することができます。

(2)　受付場所

〒163-1382

東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー16 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　住宅経営部管財チーム

電話：03-5323-2042

(3)　申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記添付書類を添えて、(1)の受付期間に(2)の受付場所へ持参により、お申込みください。（郵送、ＦＡＸ等でのお申込みは受け付けいたしません。）

〈　提出書類　〉

■　法人の場合

①　申込書（様式１）

②　登記事項全部証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

③　代表者の印鑑登録証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

④　申込日の直前２か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。

(ｲ)　東証１部・２部及び名証１部・２部の上場会社（ただし、本募集開始日（平成 29 年１月 11 日（水）。以下同じ。）時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

(ﾛ)　東証１部及び名証１部上場会社の連結対象 50%を超える出資子会社（ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

⑤　納税証明書（その３の３・法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用）（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

⑥　飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）（任意様式）

⑦　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から過去２年間に２回以上、飲料自動販売機を設置した実績を証するもの

⑧　申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から起算して２年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの

⑨　設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

⑩　委任状（様式３）

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参又は郵送される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参又は郵送される場合は不要です。

⑪　返信用封筒

資格確認結果通知書（下記５(1)に記載の書面）を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に返送先を記入し、392 円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付します。）

■個人の場合

①　申込書（様式１）

②　印鑑登録証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

③　住民票（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

④　直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その２（所得金額の証明））及び確定申告の写し

⑤　納税証明書（その３の２・申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税について未納税額のない証明用）（発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの）

⑥　飲料自動販売機設置運営事業実績（過去３年度分）（任意様式）

⑦　省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から過去２年間に２回以上、飲料自動販売機を設置した実績を証するもの

⑧　申込書の受付期間の最終日（平成 29 年２月 14 日（火））から起算して２年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの

⑨　設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

⑩　委任状（様式３）

代理人が申込提出書類を持参又は郵送される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

⑪　返信用封筒

資格確認結果通知書（下記５(1)に記載の書面）を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に返送先を記入し、392 円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付します。）

５　申込資格の確認

(1)　申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求めることがあります。

(2)　資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。

(3)　資格確認結果は平成 29 年２月 28 日(火)までに各申込者に書面により通知します。

６　入札期日（入札及び開札の日時、場所等）

(1)　日時　平成 29 年３月７日（火）午前 11 時 40 分から

(2)　場所　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

注１）　入札の受付は入札開始時間の５分前から行います。入札に参加しなかった場合及び(1)の日時に遅れた場合は辞退として取り扱いますので御注意ください。

注２）　開札会場への入場は、１入札参加者１名とし、入札参加者以外の方は、開札会場への入場はできません。

７　入札方法等

(1)　資格確認を通過した入札参加者は、「入札書」（様式４）の用紙に必要事項を記入・押印（実印又は代理人の使用印）の上、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をして割印（実印又は代理人の使用印）してください。

(2)　入札書には、料率を記載してください。
（賃貸料は、原則、自動販売機の売上月額に上記の料率を乗じて得た金額（円未満は四捨五入）を月毎にお支払いいただきます。）

(3)　入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

(4)　入札書の提出は、入札参加者本人又は入札参加者の代理人（上記４(3)において委任状で届けている者）とし、それ以外の者が入札書を提出する場合は、別途委任状を提出してください。

(5)　入札参加者又は代理人が御本人であるかどうかを確認しますので、身分が確認できるものを持参してください。

(6)　入札参加者又は入札参加者の代理人は同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

８　入札の辞退

(1)　入札参加者は、入札書提出前であれば、入札を辞退することができます。

(2)　入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届（様式５）を上記４(2)

の受付場所に直接持参して行います。

(3)　入札を辞退した者は、これを理由として以後の申込み等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

9　公正な入札の確保

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に料率を定めなければなりません。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札料率を意図的に開示してはなりません。

10　入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

11　入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

①　上記２の申込資格のない者が入札を行ったとき。

②　所定の入札書以外の様式を使用して入札を行ったとき。

③　委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。

④　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

⑤　入札料率の記載を訂正したとき。

⑥　入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。

⑦　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

⑧　明らかに連合によると認められるとき。

⑨　①～⑧に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

12　落札者の決定

(1)　入札書投入完了後、入札参加者立会いにより即時に開札を行うものとします。

(2)　開札の結果、有効な入札を行った者の中で機構の予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者とします。

(3)　落札となるべき同率の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに、当該入札参加

者にくじを引いていただいて落札者を決定します。

(4)　開札の結果、入札参加者が１名しかいない場合は、機構の予定賃貸料率以上であれば、その者を落札者とします。

(5)　落札者氏名、落札賃貸料率は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札賃貸料率のみを読み上げます。

(6)　機構の予定賃貸料率は公表いたしません。

(7)　入札結果は、書面により募集件名、落札者氏名を入札参加者全員に通知します。

(8)　落札者の決定後、契約締結までの間に落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、入札賃貸料率が予定賃貸料率以上の第二順位の者（以下「次点者」といいます。）に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には次点者を新たな落札者とします。なお、次点者に賃借の希望がない場合又は次点者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、第三順位以降の者を対象に同様の手続きを行うこととします。

(9)　次点者等への通知は、落札者の辞退が確定するまで行いません。また、次点者であるか否かについての問合せについては対応いたしません。

13　入札結果の公開

入札結果（募集件名、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）及び落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記））については、次のとおり閲覧に供する等、公開いたしますのであらかじめ御承知おきください。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開いたします。

(1)　期 間　開札日以降、７日間

(2)　場 所　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー16 階
　　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　住宅経営部掲示版

14　契約の締結等

(1)　契約の締結

①　落札者との契約の締結は、平成 29 年３月 30 日（木）までに行います。なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記 12(8)に基づき落札者となった者と契約を締結します。

②　契約書は、別添のとおりです。
　賃貸条件等については(2)のほか、契約書等の内容を御確認ください。

(2)　主な賃貸条件

以下に記載するもののほか、別添「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書」及び「仕様書」のとおりとします。

①　用途
　清涼飲料水の自動販売機用地として使用していただきます。

② 契約期間

平成 29 年４月１日から平成 34 年３月 31 日まで（５年間）

③ 賃貸料（月額）

設置する自動販売機ごとに算出し、原則、各自動販売機の売上月額に落札賃貸料率を乗じて得た金額（１円未満は四捨五入）とします。ただし、前述した方法により算出した金額が自動販売機１台につき金 3,000 円に満たない場合は、当該自動販売機に係る賃貸料は、金 3,000 円とします。

④ 保証金

設置する自動販売機１台当たり金 30,000 円とします。なお、この契約が終了したときは、保証金を返還いたします。ただし、機構に対して債務がある場合は、その債務の弁済に充てた後の保証金残額を返還いたします。なお、返還する保証金については、利息は付さないものとし、最終月の賃貸料の支払と相殺することができるものとします。

⑤ 原状回復

契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。

⑥ 契約の解約

契約締結後、契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要が生じた場合は、機構がやむを得ないと認めた場合に限り解約を認めます。ただし、以下に記載する解約金を機構にお支払いいただきます。

解約日は解約を機構に申し入れた月の末日とし、契約月から解約月の前月までの売上金額の一ケ月当たりの平均額を「算出上の売上金額」とみなし、落札賃貸料率を算出上の売上金額に乗じて得た金額（自動販売機１台につき金 3,000 円に満たない場合は、金 3,000 円とします。）を「算出上の賃貸料」とします。算出上の賃貸料に、解約月の翌月から契約期間満了月までの総月数を乗じて得た金額を解約金とします。

⑦ 特記事項

(ｲ) 今回の募集対象団地における自動販売機設置場所には、一部の団地で、平成 29 年３月 31 日（金）まで自動販売機が設置されており、その場所への自動販売機の設置工事等が可能となるのは、平成 29 年４月１日（土）からとなります。

(ﾛ) 設置する自動販売機の設置（電柱等からの電気の引込工事等を含む）、維持管理及び撤去に係る費用は、賃借人に負担いただきます。また、設置する自動販売機で使用する電気又は水については、原則として電気又は水の供給事業者との間で直接需給契約を締結していただきます（設置場所によっては電気引込柱等の設置が必要な場合があります）。ただし、直接需給契約が締結できない等事情やむを得ない場合は、機構の承諾を得た場合に限り、機構の電気設備から電気又は水の供給を受けることができるものとします。

(ﾊ) 契約期間中にやむを得ず自動販売機を移転していただく必要が生じた場合、

移転先を提示いたしますので、これに応じていただきます。この場合において、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を負担いたします。

(ﾆ) 別紙「募集対象物件一覧」の特記事項欄に記載がある場合には、記載事項の条件を満たす自動販売機を設置してください。

(ﾎ) 設置した自動販売機に関する苦情、問合せ及び事故等には、機構は一切関与いたしません。

15 賃貸料の支払方法等

(1) 機構への売上額等の報告を、機構の指定する様式で翌月の 15 日までに提出していただきます。機構は、その報告された売上額に落札した賃貸料率を乗じて得た金額（１円未満は四捨五入）で請求書を送付しますので、請求書が届いた月の末日までに賃貸料をお支払いいただきます。

(2) 契約を解除する月を含む賃貸料の請求は、14(2)④の保証金を賃貸料と相殺して請求することができるものとします。

(3) 保証金は初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。

(4) 賃貸借契約書（機構保管のもの１通）に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、賃借人の方に負担していただきます。

16 自動販売機設置場所の引渡し等

(1) 賃借人への設置場所の引渡しは現況有姿にて行います。

(2) 現地説明会は行いませんので、入札参加者自身が必要に応じて現地及び募集要領等を確認ください。（現地を確認される場合、すでにお住まいの方がおりますので御配慮ください。）

17 設置敷地に関する調査について

機構が団地管理上、設置敷地に関して調査を求めたときは、賃借人はこれに協力していただきます。

18 その他

今回の募集対象団地における自動販売機設置場所には、一部の団地で、平成 29 年３月 31 日（金）まで自動販売機が設置されております。その売上実績は別表（参考情報）のとおりです。

以 上

別紙

募集対象物件一覧（金町第一他 13 団地内 14 箇所）

No.	団　地　名	戸数	所　在　地 （ 設 置 場 所 ）	特記事項
1	金町第一	312 戸	葛飾区東金町二丁目 23 番１他 集会所付近	＜新規設置＞
2	大谷田一丁目	1,374 戸	足立区大谷田一丁目１ コインパーキング付近	＜新規設置＞
3	ｴｽﾃｰﾄ東新小岩	220 戸	葛飾区東新小岩二丁目９他 管理サービス事務所・集会所付近	＜新規設置＞
4	すまいる亀有	622 戸	葛飾区亀有一丁目 10 管理サービス事務所付近	＜新規設置＞
5	ﾘﾊﾞｰﾊｰﾌﾟｺｰﾄ 南千住	521 戸	荒川区南千住三丁目 41 集会所（５号棟）周辺付近	＜新規設置＞
6	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田一番街	360 戸	足立区新田三丁目 36 １号棟ピロティ部分	＜新規設置＞
7	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田四番街	273 戸	足立区新田三丁目 35 集会所・キッズルーム入口付近	＜新規設置＞
8	フレール 西新井中央公園	518 戸	足立区西新井三丁目 16 管理サービス事務所付近	＜新規設置＞
9	ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ東綾瀬	962 戸	足立区東綾瀬二丁目８ 集会所付近	＜新規設置＞
10	ｱｰﾊﾞﾝﾗｲﾌ 東新小岩	594 戸	葛飾区東新小岩三丁目８ 管理サービス事務所・集会所付近	＜新規設置＞
11	青戸第一	1,119 戸	葛飾区青戸三丁目 19 他 集会所付近	＜新規設置＞
12	ﾘﾊﾞｰｻｲﾄﾞ桜木	198 戸	足立区千住桜木二丁目 17 管理サービス事務所・集会所付近	機構電気設備使用不可 平成 29 年３月 31 日 まで自販機の設置有
13	南千住七丁目 ハイツ	254 戸	荒川区南千住七丁目 31 番３ 敷地北西道路境界付近	＜新規設置＞ *団地内からの移設* 機構電気設備使用不可
14	西新小岩 リバーハイツ	339 戸	葛飾区西新小岩二丁目１ 管理サービス事務所付近	平成 29 年３月 31 日 まで自販機の設置有

※No.１～14 の募集対象物件全てを一契約として、賃貸します。
（募集対象物件の一部を対象として、入札に参加することはできません。）

街に、ルネッサンス

UR

UR都市機構

別表（参考情報）

No.	団 地 名	戸 数	所 在 地	設 置 場 所	設置台数	賃貸面積	年間売上額 （平成27年10月～28年9月）
1	金町第一	312戸	葛飾区東金町二丁目23番1他	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
2	大谷田一丁目	1,374戸	足立区大谷田一丁目1	コインパーキング付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
3	エステート東新小岩	220戸	葛飾区東新小岩二丁目9他	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
4	すまいる亀有	622戸	葛飾区亀有一丁目10	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
5	ﾘﾊﾞｰﾊｰﾌﾟｺｰﾄ南千住	521戸	荒川区南千住三丁目41	集会所（5号棟）周辺付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
6	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田一番街	360戸	足立区新田三丁目36	1号棟ピロティ部分	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
7	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田四番街	273戸	足立区新田三丁目35	集会所・キッズルーム入口付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
8	フレール 西新井中央公園	518戸	足立区西新井三丁目16	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
9	パークタウン東綾瀬	962戸	足立区東綾瀬二丁目8	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
10	ｱｰﾊﾞﾝﾗｲﾌ東新小岩	594戸	葛飾区東新小岩三丁目8	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
11	青戸第一	1,119戸	葛飾区青戸三丁目19他	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
12	リバーサイド桜木	198戸	足立区千住桜木二丁目17	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	864,290円
13	南千住七丁目ハイツ	254戸	荒川区南千住七丁目31番3	敷地北西道路境界付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
14	西新小岩ﾘﾊﾞｰﾊｲﾂ	339戸	葛飾区西新小岩二丁目1	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	739,900円

金町第一他13団地内14箇所における自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書

貸主　独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主　　を乙として、甲乙間に次のとおり自動販売機の設置場所に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　甲は、次に表示する甲所有の設置場所（以下「設置場所」という。）をこの契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

（設置場所の表示）

別表のとおり。

２　乙は、前項の設置場所に別添の仕様書に定める仕様の自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）を設置し運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、この契約の締結日（以下「契約日」という。）から平成34年３月31日までとする。

（賃貸料）

第３条　甲は、賃貸料を第４条第１項の規定により乙が報告する当月分の売上金額に賃貸料率　　％を乗じ、算出された金額に１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入したものを各月の賃貸料とし、乙はこれを承諾する。

２　前項の規定にかかわらず、前項に規定する方法により算出した金額が自動販売機１台につき金3,000円に満たない場合は金3,000円を賃貸料とする。

３　甲及び乙は、契約期間中の賃貸料率は変更しないものとする。

（売上報告書の提出等）

第４条　乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、当月分の売上金額を翌月の15日までに、別紙の売上報告書で甲に提出しなければならない。

２　甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、第３条第１項及び第２項で規定する方法により賃貸料を算出し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。

３　甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、乙は、甲の指摘があるときは売上報告書を修正の上、直ちに、甲に再提出するものとする。

（賃貸料の支払義務）

第５条　乙の賃貸料の支払義務は、契約日から発生するものとする。

２　乙は、第４条第２項で送付された請求書が届いた月の末日までに、甲の定める方法により甲に賃貸料を支払うものとする。

（保証金）

第６条　乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他この契約から生ずる債務を担保するため、保証金として自動販売機１台につき金 30,000 円を甲に支払うものとする。

２　乙は、前項の保証金を、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

３　甲は、契約期間が満了したとき又は第 14 条第１項若しくは第 15 条の規定に基づく解除により本契約が終了したときは、第１項で規定する保証金を最終月の賃貸料に充当するものとする。なお、甲は、賃貸料に残額がある場合は乙に請求するものし、乙は速やかにこれを支払うものとする。

４　甲は、前項に規定する保証金の充当後に保証金の残額があるときは、乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。甲は、前段の充当後、甲の債権に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。なお、保証金に残額がある場合は、速やかに乙に返還するものとする。

５　甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

（遅延利息）

第７条　乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料又は保証金の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（電気の需給契約等）

第８条　乙は、乙の設置する本件自動販売機で使用する電気又は水について、乙と電気又は水の供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。

２　乙は、直接需給契約が締結できない等事情やむを得ない場合は、甲の既設設備から電気又は水の供給を受けることができるものとする。この場合において、乙の負担により使用量を計測する子メーターを設置するものとする。

３　甲は、前項により設置された子メーターを基に使用料を算定し乙に請求するものとし、乙は甲の定める期日までに甲の定める方法により支払うものとする。

（設置場所の使用上の注意等）

第９条　乙は、別添の仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用するとともに、乙の設置する自動販売機を適切に維持管理しなければならない。

２　乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

３　乙は、商品の補充等のために団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守するものとする。

一　設置場所が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。

二　甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。

三　善良な管理者の注意をもって設置場所を使用すること。

四　その他、甲が指示する事項に従うこと。

（甲に対する通知）

第 10 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

一　乙が本件自動販売機の設置を完了したとき。

二　乙が第 16 条第４項に規定する撤去により原状回復を完了したとき。

三　乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

四　乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

五　乙が本件自動販売機の全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。

六　設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は第三者に損害を与えたとき。

（転貸等の禁止）

第 11 条　乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

２　乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

（甲の行う管理業務等への協力）

第 12 条　甲が団地の保全工事その他の管理上必要があると認め、かつ、乙に協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに協力するものとする。

２　甲は、第 14 条の規定にかかわらず、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず本件自動販売機を移転する必要が生じた場合、移転先を乙に提示することにより、この契約の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担する。

（反社会的勢力の排除）

第 13 条　甲及び乙は、自己又はその役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

二　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四　暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

五　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2　乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一　自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二　設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三　設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

（甲の契約解除権等）

第 14 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一　乙が、賃貸料又は保証金の支払を３ヶ月以上滞納したとき。

二　乙が、設置場所その他の甲所有の財産を故意又は重大な過失により毀損等したとき。

三　乙が、第９条から第 13 条までの各条の規定に違反したとき。

四　その他この契約に違反したとき。

2　前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、直ちに、設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。

（事情による解約）

第 15 条　乙は、本契約を契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要が生じた場合、本契約の解約を申し入れることができるものとし、甲は、やむを得ないと認めた場合に限り、これに応じるものとする。ただし、解約日は解約を申し入れた月（以下「解約月」という。）の末日とする。

2　甲は、前項の規定により解約に応じた場合、次項により算出した金額を解約金として、乙に請求するものとし、乙は、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

3　前項の解約金は、第４条第１項で報告する売上報告書に記載された各月の売上金額及び契約期間中の月数を、契約日の属する月から解約月の前月までそれぞれ合計し、その合計した総売上金額を合計した総月数で除した額を算出上の売上金額とみなし、第３条第１項又は同条第２項で規定する方法で求めた算出上の賃貸料（以下「算出上の賃貸料」という。）を、第１項で規定する解約月の翌月から第２条で定めた契約期間満了日の属する月（以下「当初満了月」という。）まで合計した総月数で乗じて算出するものとする。

4　甲は、前項の算出において、契約日の属する月が１月に満たないときは、「契約日の属する月」を「その翌月」に、当初満了月が１月に満たないときは、「契約期間満了日の属する月」を「当初満了月の前月」に、それぞれ読み替えて算出するものとし、当初満了月が１か月に満たないときの当初満了月分の算出は、算出上の賃貸料を１月を 30

日として日割計算した額とし、その日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入して、前項の金額に加算するものとする。

（原状回復義務）

第 16 条　乙は、乙の故意若しくは過失又は災害等により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

２　乙は、この契約の期間が満了し、又はこの契約が解除された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、自動販売機を直ちに撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。

３　前２項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。

４　第１項及び第２項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

５　甲は、乙が第２条に規定する契約期間満了までに設置場所を原状に回復しないときは、甲が自ら現状に回復することができるものとし、その費用は乙の負担とする。この場合において、乙は、本件自動販売機の所有権を放棄するものとする。

（損害賠償等）

第 17 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　甲は、第 14 条第１項の規定に基づきこの契約を解除する場合において、甲に損失が生じた場合は、乙に対し、その補償を請求することができる。

３　乙は、第２条に定める契約期間が満了した場合、第 14 条第１項の規定によりこの契約を解除された場合又は第 15 条の規定によりこの契約を契約期間の満了前に解約した場合において、契約期間の満了日、甲が指定する期日又は契約解除日までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ賃貸料の 1.5 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

（費用の請求権の放棄）

第 18 条　乙は、この契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、本件自動販売機を撤去し設置場所を返還するときは、その本件自動販売機を設置するために投じた費用及び改良費その他一切の費用を甲に請求しないものとする。

（設置場所に関する調査）

第 19 条　乙は、甲が団地の管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

（本件自動販売機に関する問合せ）

第 20 条　設置場所に設置した本件自動販売機に関する苦情、問合せ等には、乙が誠意をもって対応するものとする。

（協議）

第 21 条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年４月１日

甲　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　雄一

乙

別表

No.	団 地 名	戸 数	所 在 地	設 置 場 所	設置台数	賃貸面積	特記事項
1	金町第一	312戸	葛飾区東金町二丁目23番1他	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
2	大谷田一丁目	1,374戸	足立区大谷田一丁目1	コインパーキング付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
3	エステート東新小岩	220戸	葛飾区東新小岩二丁目9他	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
4	すまいる亀有	622戸	葛飾区亀有一丁目10	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
5	ﾘﾊﾞｰﾊｰﾌﾟｺｰﾄ南千住	521戸	荒川区南千住三丁目41	集会所（5号棟）周辺付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
6	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田一番街	360戸	足立区新田三丁目36	1号棟ピロティ部分	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
7	ﾊｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ 新田四番街	273戸	足立区新田三丁目35	集会所・キッズルーム入口付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
8	フレール 西新井中央公園	518戸	足立区西新井三丁目16	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
9	パークタウン東綾瀬	962戸	足立区東綾瀬二丁目8	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
10	ｱｰﾊﾞﾝﾗｲﾌ東新小岩	594戸	葛飾区東新小岩三丁目8	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
11	青戸第一	1,119戸	葛飾区青戸三丁目19他	集会所付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞
12	リバーサイド桜木	198戸	足立区千住桜木二丁目17	管理サービス事務所・集会所付近	1台	約1.5㎡	機構電気設備使用不可
13	南千住七丁目ハイツ	254戸	荒川区南千住七丁目31番3	敷地北西道路境界付近	1台	約1.5㎡	＜新規設置＞ 機構電気設備使用不可
14	西新小岩ﾘﾊﾞｰﾊｲﾂ	339戸	葛飾区西新小岩二丁目1	管理サービス事務所付近	1台	約1.5㎡	

1　金町第一（集会所付近）

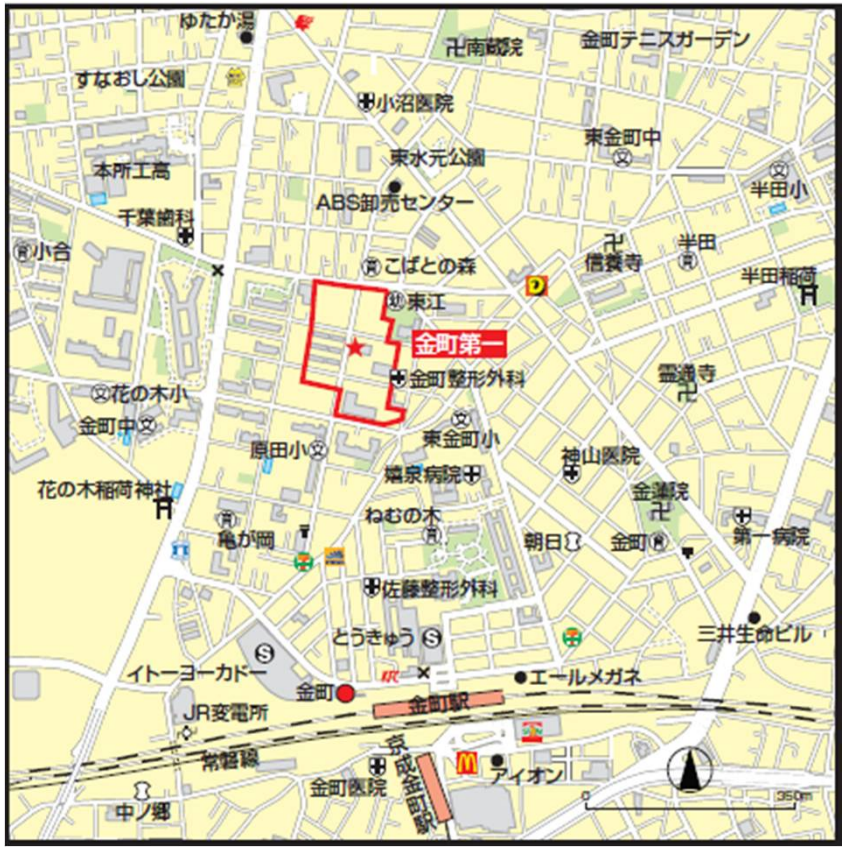
ゆたか湯
すなおし公園
小沼医院
卍南蔵院
金町テニスガーデン
東水元公園
東金町中
半田小
本所工高
ABS卸売センター
千葉歯科
小合
こばとの森
信養寺
半田
半田稲荷
東江
金町第一
金町整形外科
霊道寺
花の木小
金町中
原田小
東金町小
神山医院
嬬恋病院
金蔵院
花の木稲荷神社
ねむの木
亀が岡
朝日
金町
第一病院
佐藤整形外科
とうきゅう
三井生命ビル
イトーヨーカドー
エールメガネ
金町
金町駅
JR変電所
常磐線
京成金町駅
アイオン
金町医院
中ノ郷
350m

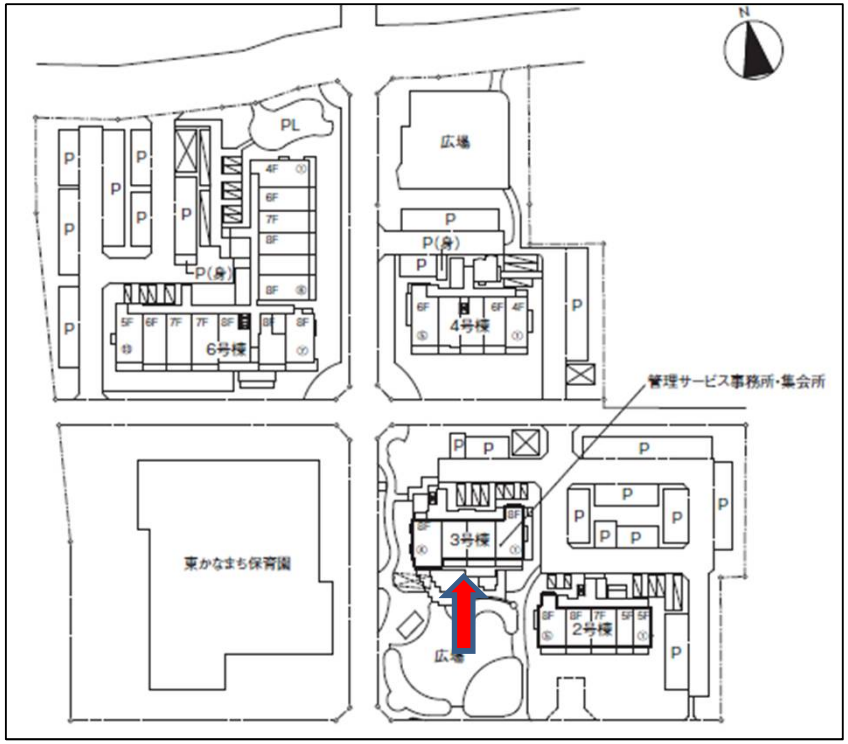
N
PL
広場
4号棟
6号棟
管理サービス事務所・集会所
東かなまち保育園
3号棟
2号棟

2　大谷田一丁目（コインパーキング周辺）

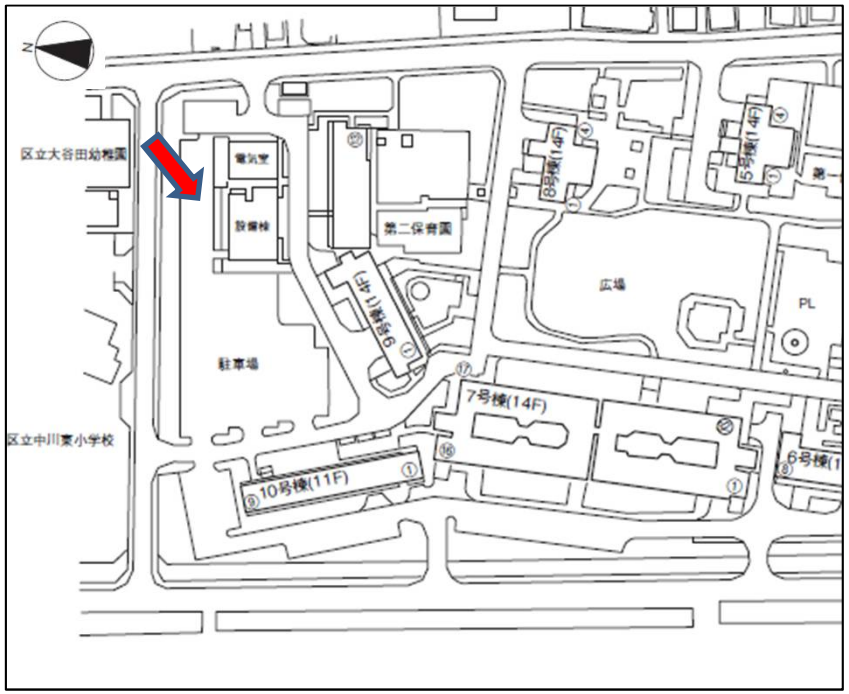

３　エステート東新小岩（管理サービス事務所・集会所付近）

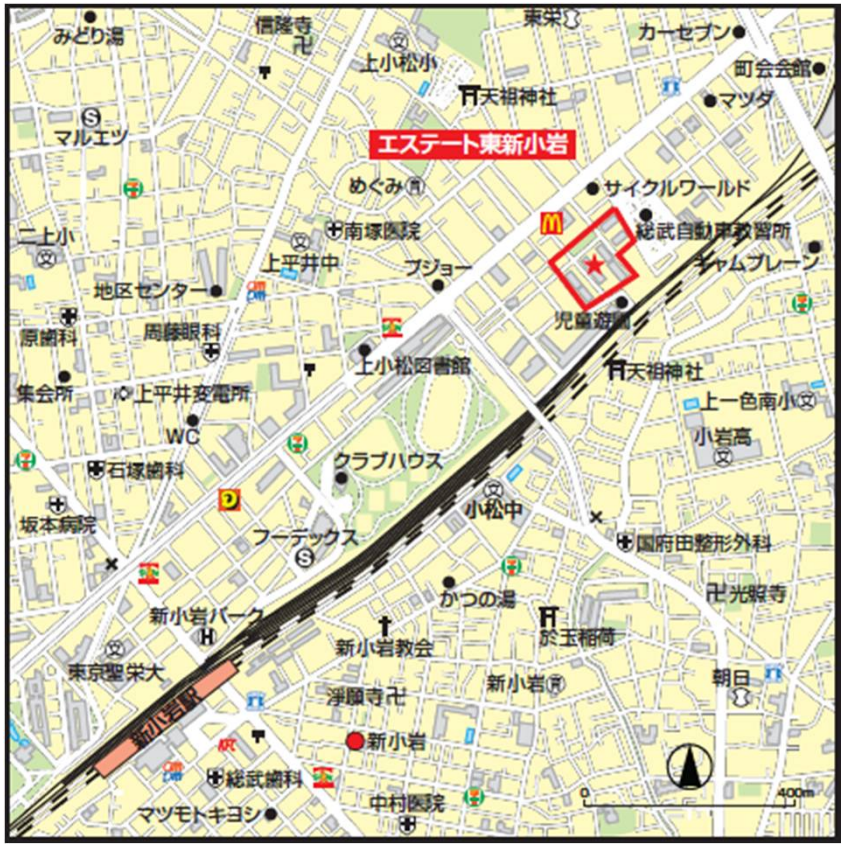

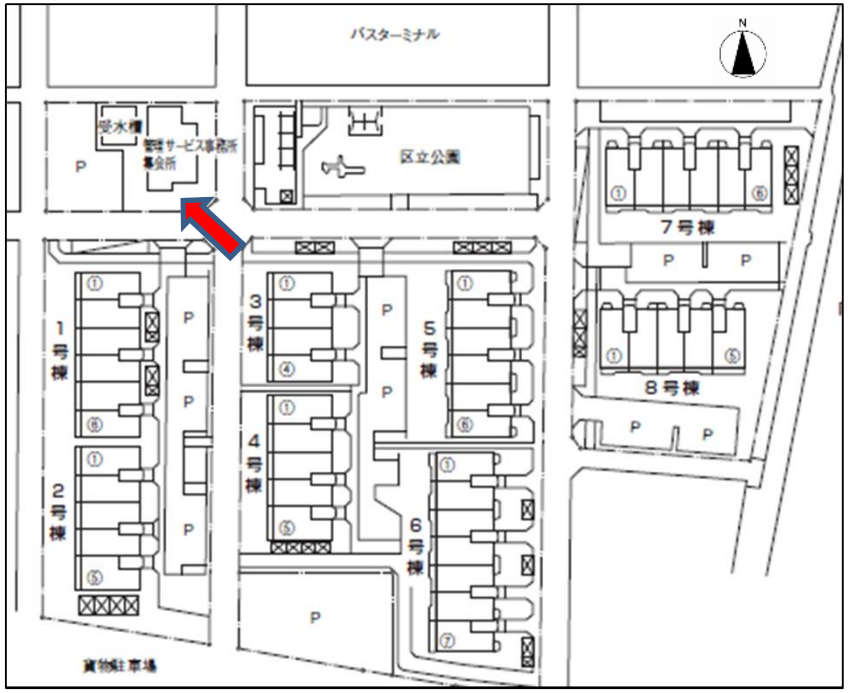

４　すまいる亀有（管理サービス事務所付近）

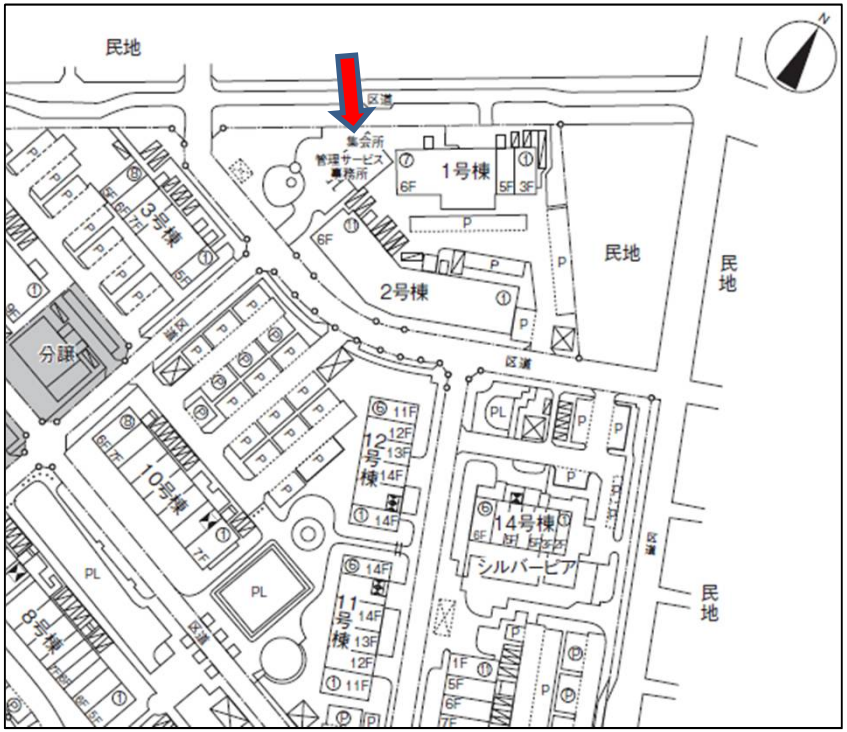

５ リバーハープコート南千住（集会所（５号棟）周辺付近）

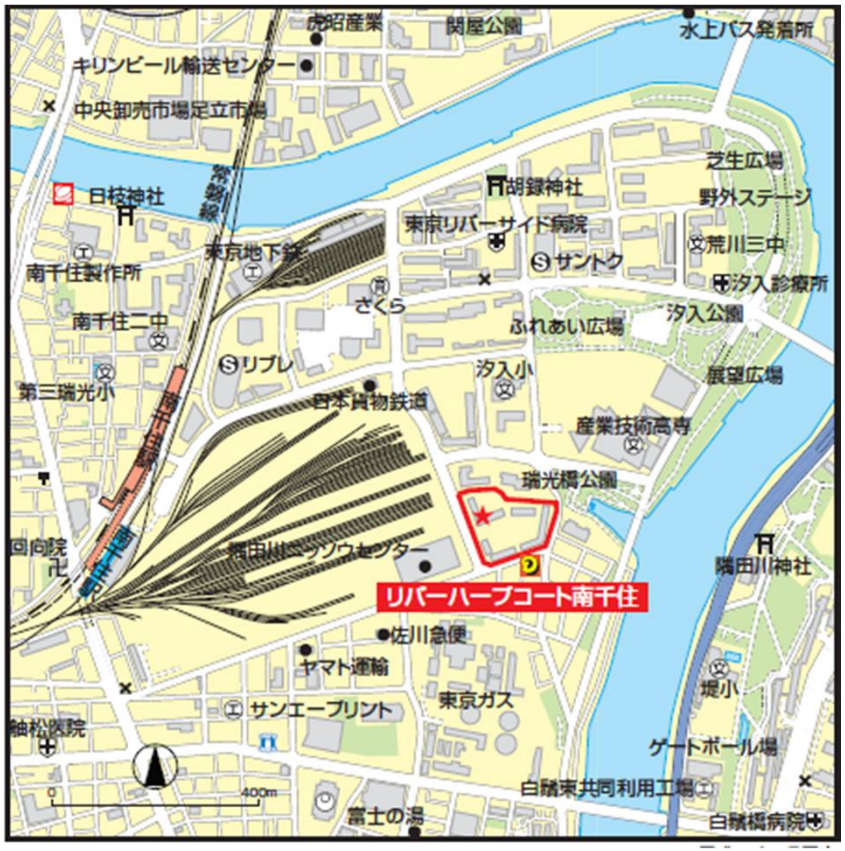

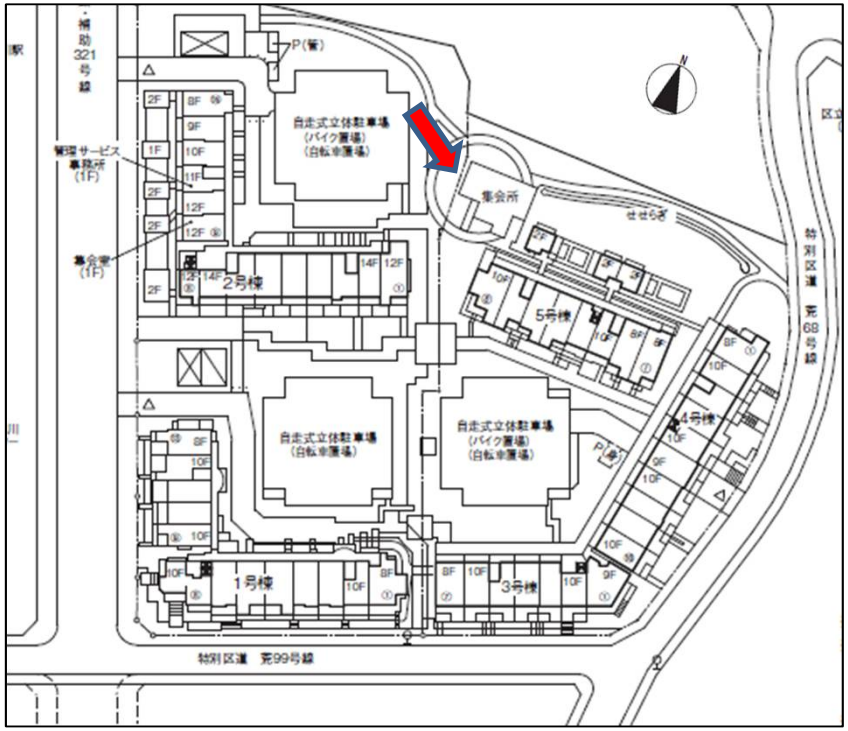

６　ハートアイランド新田一番街（１号棟ピロティ部分）

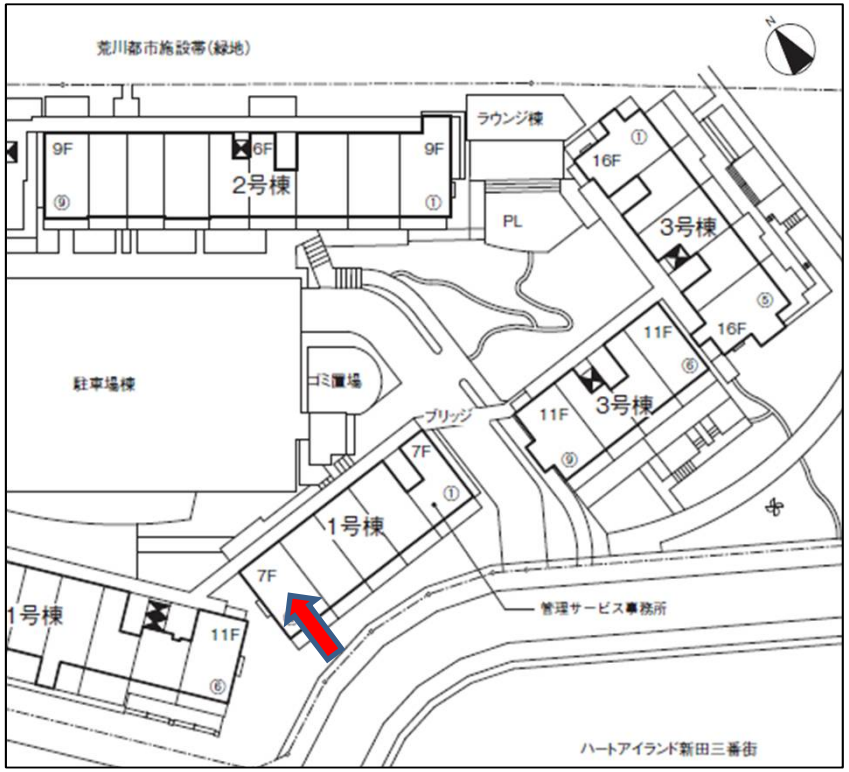

7　ハートアイランド新田四番街（集会所・キッズルーム入口付近）

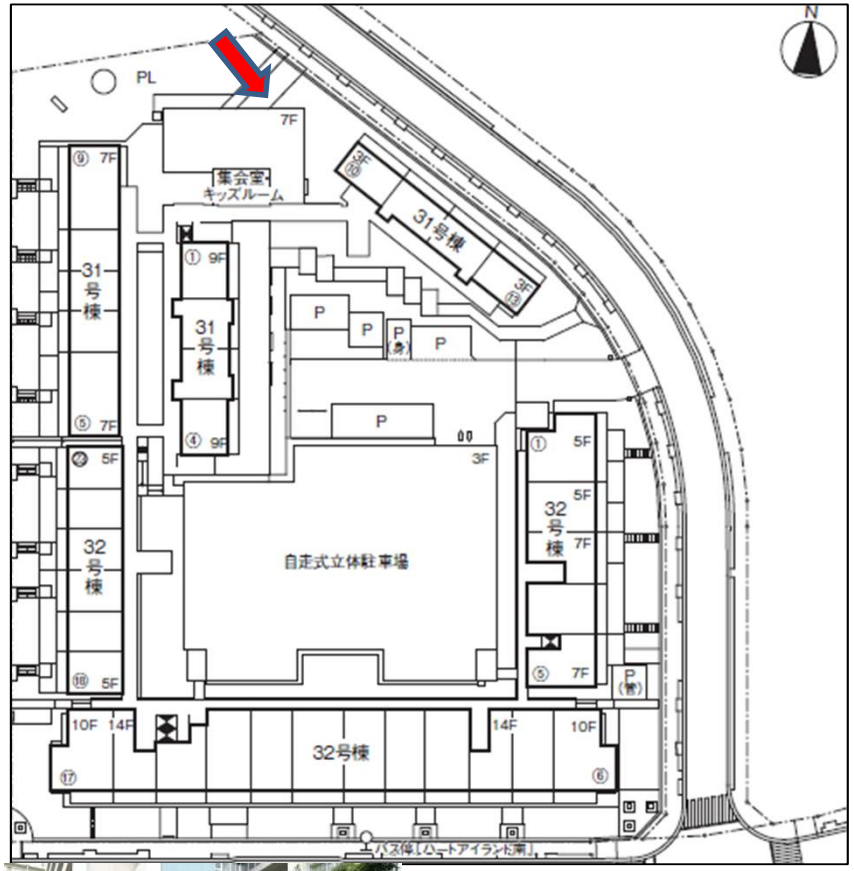

８ フレール西新井中央公園（管理サービス事務所付近）

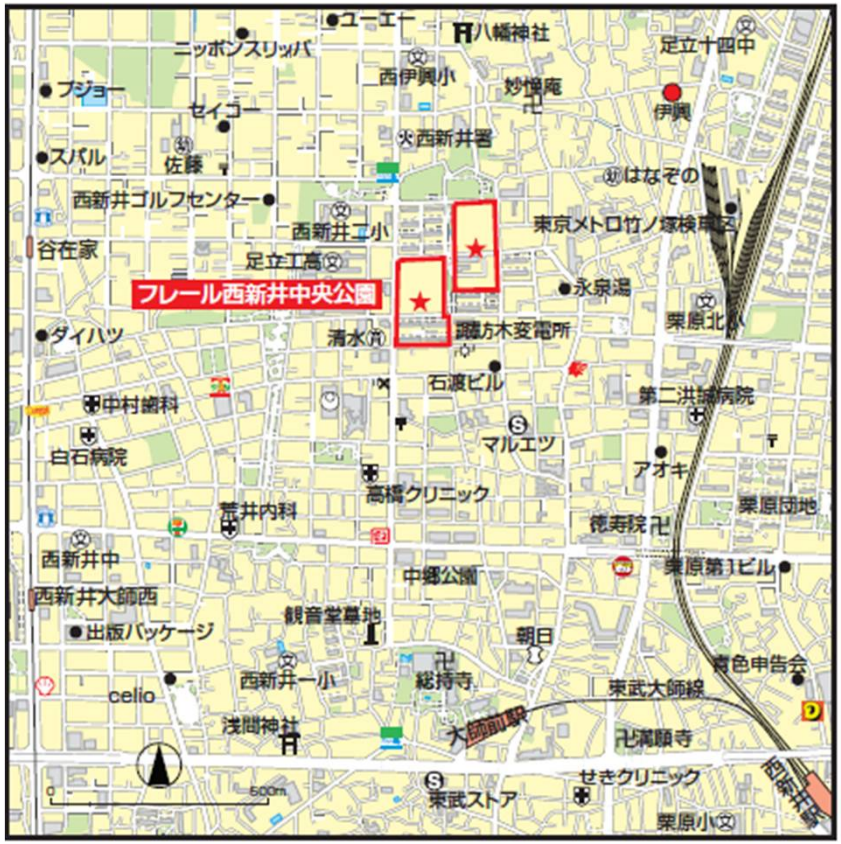

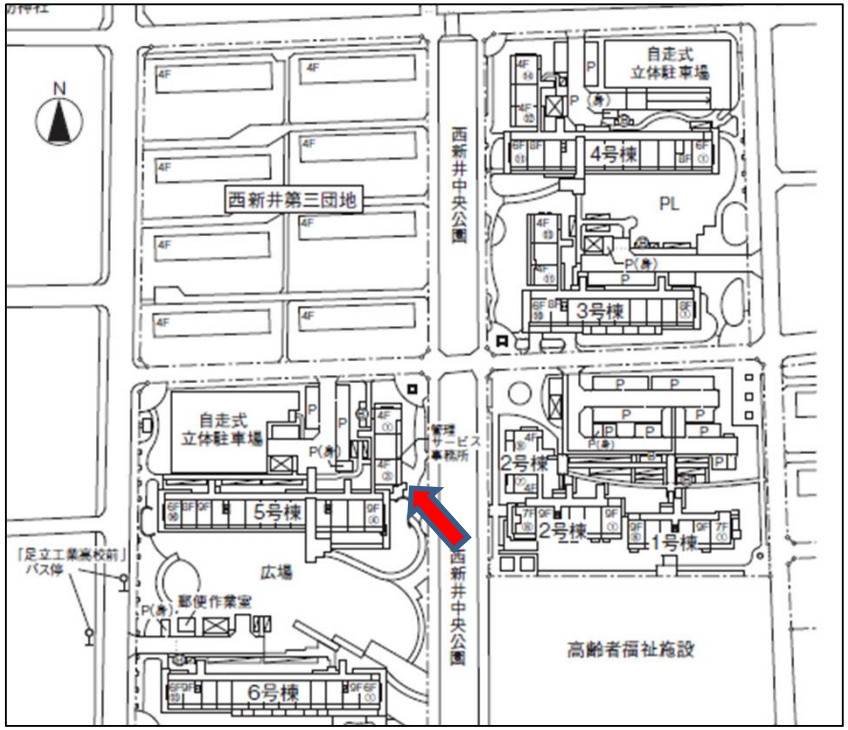

９　パークタウン東綾瀬（集会所付近）

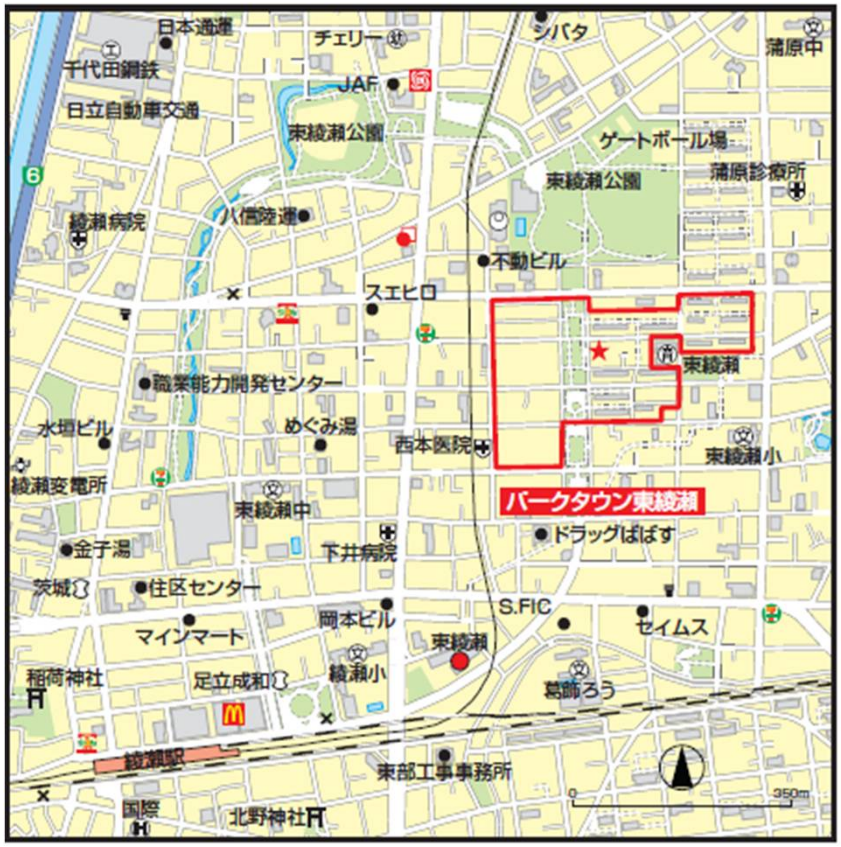

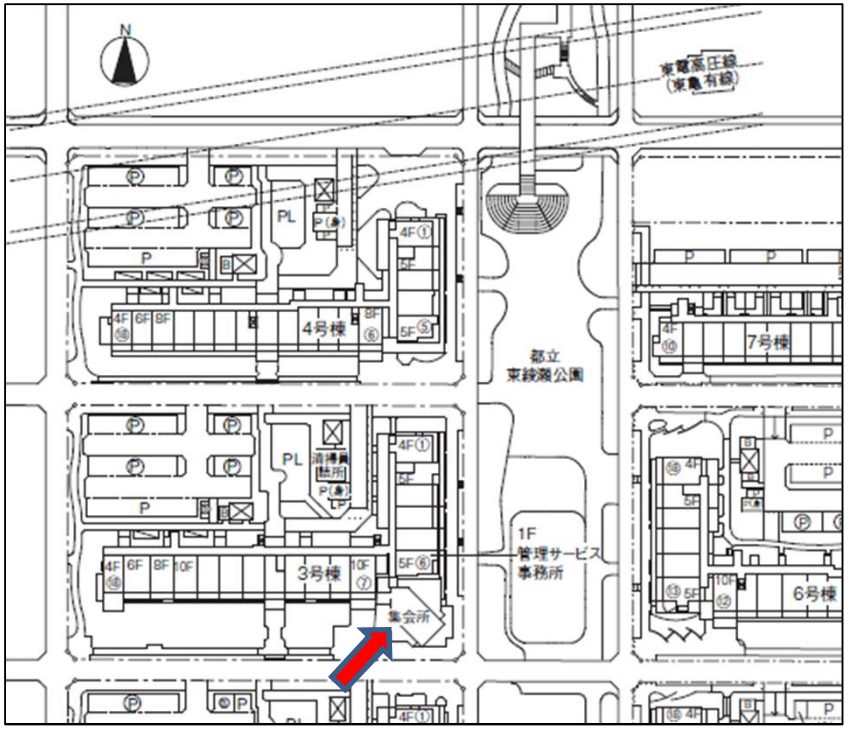

10　アーバンライフ東新小岩（管理サービス事務所・集会所付近）

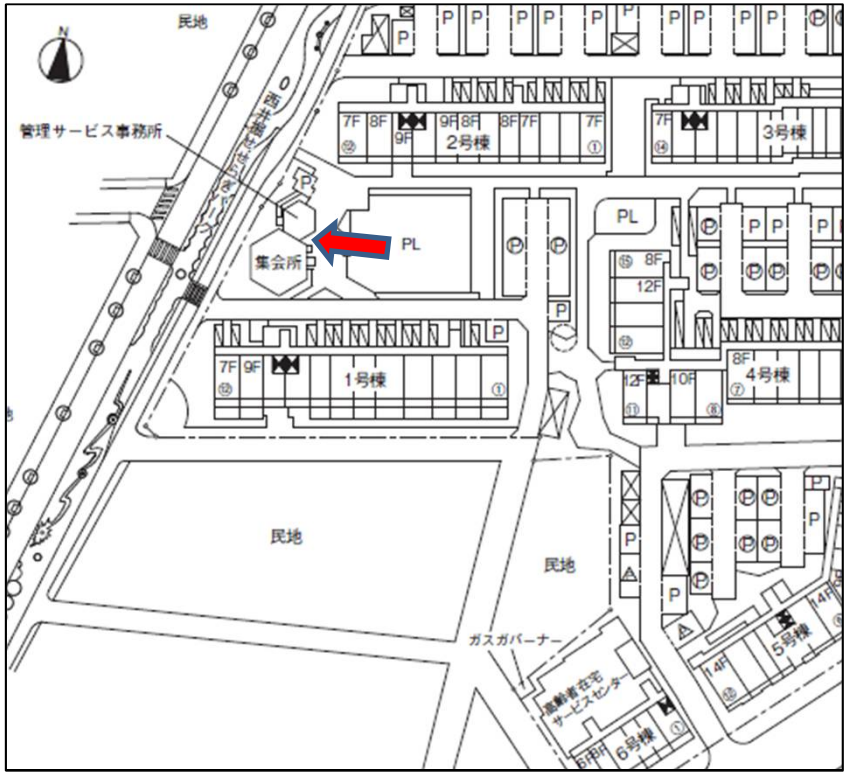

11　青戸第一（集会所付近）

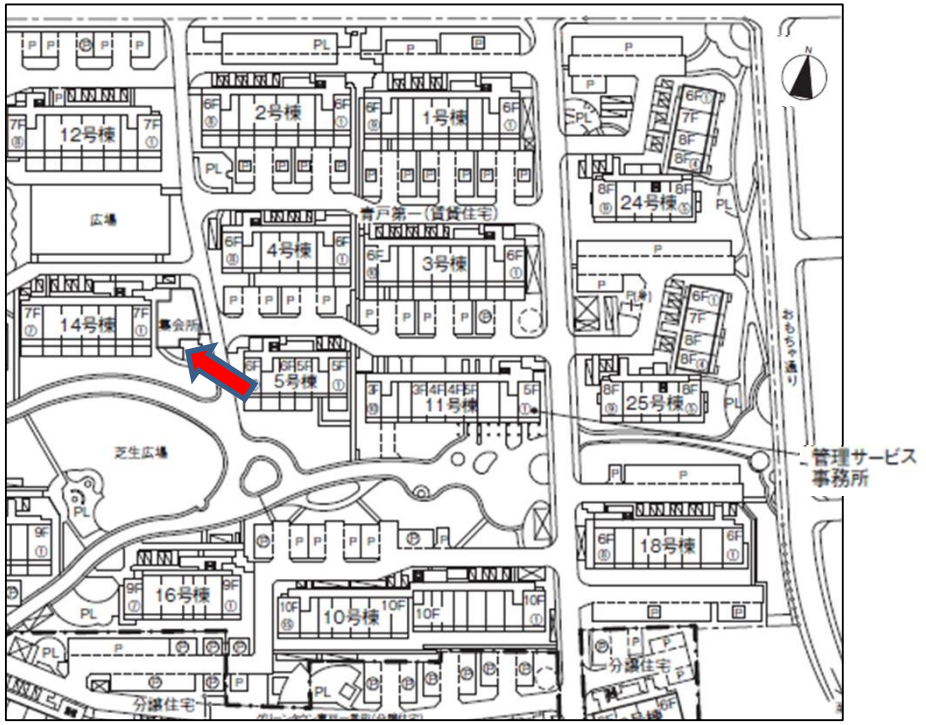

12 リバーサイド桜木（管理サービス事務所・集会所付近）

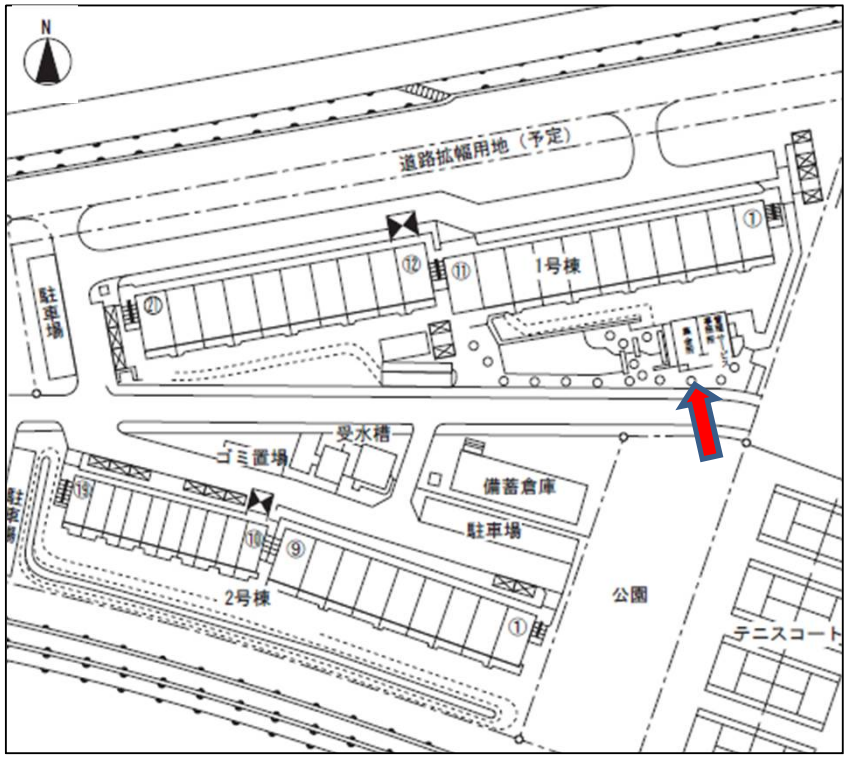

13　南千住七丁目ハイツ(敷地北西道路境界付近)

14　西新小岩リバーハイツ（管理サービス事務所付近）

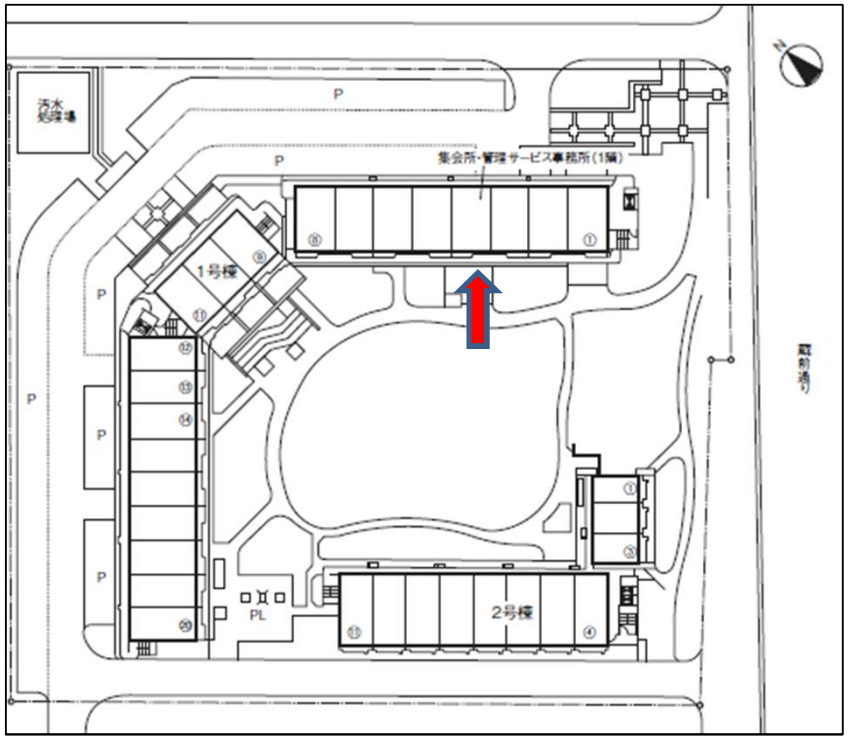

様式１

平成　　年　　月　　日

申　込　書

独立行政法人都市再生機構
　東日本賃貸住宅本部長　殿

（申込者）住所
会社名
代表者名　　実印

私は金町第一他 13 団地内 14 箇所における飲料自動販売機設置事業者の募集要領に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

申込者	住所	
	会社名 （個人は職業を記入してください）	
	代表者名 （個人は氏名を記入してください）	
	担当部課・担当者 （個人は記入不要です）	
	電話番号	
	資本金 （個人は記入不要です）	百万円
	設立年月 （個人は記入不要です）	明治・大正 昭和・平成　　年　　月
	直近決算期 （個人は記入不要です）	平成　　年　　月
	従業員数 （個人は記入不要です）	人
	直近期の売上高 （個人は記入不要です）	百万円
	直近期の営業利益 （個人は記入不要です）	百万円
	土地の使用用途	

添付書類：

様式２

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
　東日本賃貸住宅本部長　殿

申込予定者　　所　在　地
会　社　名
代 表 者 名
担 当 部 署
担当者氏名
連絡先 TEL

質　問　書

次の金町第一他 13 団地内 14 箇所における飲料自動販売機設置事業者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

地区名	
項番	**質　問　事　項**

（注）１　質問事項が１枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。
　　２　申込者が個人の場合は、「申込予定者」に個人の住所及び氏名を記入してください。

様式３

委　任　状

代理人　住　所

氏　名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の金町第一他 13 団地内 14 箇所における飲料自動販売機設置事業者の募集に係る申込み、入札に関する一切の件。

団地名　　金町第一他 13 団地

物件所在地　　葛飾区東金町二丁目 23 番１他

平成　　年　　月　　日

委任者　住　所

会社名

代表者名　　実　印

（電話番号）　　－　　－

（注）　１　委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。

２　代理人が使用する印を右上の欄内に押印しておいてください。

様式４

入　札　書

独立行政法人都市再生機構
　東日本賃貸住宅本部長　殿

入札者　住　所
　　会社名
　　代表者名　　実　印

代理人　住　所
　　氏　名　　使用印

団　地　名	金町第一他 13 団地

賃　貸　料　率			・			％

１　金町第一他 13 団地内 14 箇所における飲料自動販売機設置事業者の募集要領等に記載されている内容を承知の上、上記のとおり入札します。
２　金町第一他 13 団地内 14 箇所における飲料自動販売機設置事業者の募集要領「２申込資格」に記載の申込資格を有することを誓約します。

（注）１　入札書は、所定の入札書提出用封筒に入れて封をして割印してください。
　　２　代理人によって入札するときは、入札者の住所、会社名、代表者名のほか、代理人の住所、氏名（委任状に記載した住所、氏名）を記載し、代理人の使用印を押印してください。
　　３　賃貸料率は、算用数字ではっきりと記載してください。
　　４　賃貸料率を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
　　５　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

入札書提出用封筒作成例

（表）

入札書提出用

入　札　書　在　中

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部

開札年月日	平成 29 年 3 月 7 日
団　地　名	金町第一他 13 団地

（注意）
この封筒には入札書のみを入れて必ず封をして割印してください。

（裏）

印

住所

会社名

代表者名

上記代理人

住所

氏名

様式５

平成　　年　　月　　日

入札辞退届

独立行政法人都市再生機構
　東日本賃貸住宅本部長　殿

住　所
会社名
代表者名　　実印

下記の物件の入札については、参加を辞退いたしますので、これを届け出ます。

記

団地名	金町第一他 13 団地

入札日	平成 29 年 3 月 7 日

以　上

別紙１

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　　雄　一　　殿

住　所
名　称
代表者　　(印)

自動販売機設置通知書

貴機構と平成　　年　　月　　日付けで締結した自動販売機の設置に係る賃貸借契約第10条第１項第１号に基づき、平成　　年　　月　　日に下記のとおり自動販売機の設置が完了したことを通知します。

記

１　設置場所　別添図面のとおり
２　自動販売機の機種、型式等
３　設置仕様
４　管理責任者
(1)　氏　名
(2)　連絡先
５　その他

以　上

別紙２

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　　雄　一　　殿

住　所
名　称
代表者　　（印）

自動販売機撤去通知書

貴機構と平成　　年　　月　　日付けで締結した自動販売機の設置に係る賃貸借契約第10条第１項第２号に基づき、平成　　年　　月　　日に下記のとおり自動販売機の撤去を完了し、原状に回復したことを通知します。

以　上

別紙

売 上 報 告 書

「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書」第４条第１項の規定に基づき、自動販売機の月間売上を次のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　　雄 一　　殿

自動販売機管理運営者　（住所）
（会社名）　　㊞
（担当者名）　　電話番号

（設置場所）○○団地　○○○○○
（機種、型式）

No.	商品名	単価（A）	販売数量（B）	売上金額（A）×（B）	売上金額 小　計	備考
1				0	0	
2				0	0	
3				0	0	
4				0	0	
5				0	0	
6				0	0	
7				0	0	
8				0	0	
9				0	0	
10				0	0	
11				0	0	
12				0	0	
13				0	0	
14				0	0	
15				0	0	
16				0	0	
17				0	0	
18				0	0	
売上金額合計　（C）			-	-	0	

賃貸料の額　（C）×賃貸料率（　　%）　　円
※上記の額に端数が出た場合は、四捨五入する。

〔記載上の注意〕
１．本報告書は、報告年月の翌月の15日までに必ず提出すること。
２．本報告書には、自販機1台ごとの売上状況を商品別に記載すること。
３．賃貸料は、売上金額に契約で定めた賃貸料率を乗じて得た金額になります。